

海軍公報

(部内限) 第三千三百六十四號

海軍大臣官房

昭和十四年十一月二十日(月)

○通牒

官房機密第七一三四號

昭和十四年十一月十八日

海軍次官

各所屬長官殿

國債又ハ貯蓄債券買入ノ件申進

本年度年末賞與ニ關シテハ追テ令達セラレベク候處首題ノ件ニ關シテハ昨年官房機密第六二九九號通取計相成度

經給機密第八號

昭和十四年十一月十八日

海軍省經理局

關係各廳御中

國債又ハ貯蓄債券買入ニ關スル件通牒

首題ニ關シ官房機密第七一三四號ヲ以テ次官ヨリ各所屬長官宛申進有之候處十二月初旬ハ買入申込殺到スル

モノト思考セラレ候ニ付之ガ數量確保ノ爲概ネ左記ニ依リ處理相成度

記

- 一、國債又ハ債券ノ買入豫約ハ軍港要港所在ノ各應ノ分ハ當該經理部長又ハ要港部主計長之ヲ取纏メ、其ノ他ノ應ノ分ハ該應ニ於テ直接郵便局又ハ勸業銀行支店出張所ニ申込ムモノトス
- 二、前號ニ依ル豫約申込者ハ年末賞與發令後直ニ其ノ數量ヲ確定シ得ル様豫メ關係各部ト連絡シ準備ヲ進メ置クモノトス
- 三、豫約申込者ハ年末賞與發令後五日以内ニ前號確定數量ヲ豫約スルト共ニ豫約先別、債券別、額面別數量ヲ經理局ニ電報スルモノトス
- 四、支出官及資金前渡官吏ハ賞與支給後別紙様式ニ依リ經理局ニ通報スルモノトス
- 五、國債及貯蓄債券ノ種別等左ノ如シ
國債(十二月十日ヨリ賣出ノモノ)

海軍公報(部内限) 第三千三百六十四號

昭和十四年十一月二十日

一三三九

割引國債	額面 十 圓券	割引賣出額 七圓	貯蓄債券(十二月十一日ヨリ賣出ノモノ)	
同	同 二十圓券	同 十四圓	割引債券	額面 七圓五十錢券
同	同 二十五圓券		同	十五圓券
同	同 五十圓券	百圓ニ付	同	同
同	同 百圓券	九十八圓ノ割		
同	同 五百圓券			

(様式)

昭和十四年末賞與國債支給實施狀況調

應 名

賞與支給 月 日	區 分	(イ)賞與支給 總 額		(ロ)對(イ)ノ 割 合		(ハ)賞與支給 人 員		(ニ)對(ハ)ノ 割 合		國債、貯蓄債 券支給(又ハ 購入)標準
		圓	%	人	%	人	%			
	國 債									
	貯蓄債券									
	計									

記載上ノ注意事項

- 一、賞與支給總額ハ國債、貯蓄債券ヲ支給又ハ購入シタルト否トヲ問ハズ總人員ニ對スル賞與總額ヲ掲上スルコト
- 二、國債、貯蓄債券支給(又ハ購入)額ハ額面價額ヲ以テセズ賣出價額(例ヘバ國債百圓券ハ九十八圓、割引國債十圓券ハ七圓又貯蓄債券十五圓券ハ十圓ノ割)ニテ記載スルコト
- 三、國債、貯蓄債券支給(又ハ購入)人員中國債、貯蓄債券ノ兩者ヲ支給又ハ購入シタル者ニ付テハ重複

ヲ避クル爲合計欄ニハ一人トシテ掲上スルコト

○ 辭 令

第三日正丸一等機關士 榮谷孫次郎
第五艦隊ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇ト
ス(海軍省)

臺灣總督府技師 鳥居 敬造
臺灣海軍豫備油田試掘業務囑託ノ報酬トシテ九拾圓
ヲ贈與ス

臺灣海軍豫備油田試掘業務囑託ヲ解ク

牧山 鶴彦

臺灣海軍豫備油田試掘業務ヲ囑託ス(以上同)

第三日正丸船長 瀧川 雄次

第五艦隊ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇ト
ス(同)

第四艦隊ニ於ケル事務囑託

金森 三郎

自今報酬ヲ支給セス(同)

第三日正丸一等運轉士 田中常三郎

第五艦隊ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇ト

ス(同)

第五壽丸船 長 宮川德治郎

(各通)

同 一等運轉士 阿部澄夫

同 機 關 長 中山常雄

同 一等機關士 坂井爲吉

第五艦隊ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇ト
ス(同)

臺灣總督府交通局技師 大森 良康

海軍省事務囑託ノ報酬トシテ五拾圓ヲ贈與ス

海軍省事務囑託ヲ解ク

遞信局 關谷 重敏

海軍省事務囑託ノ報酬トシテ五拾圓ヲ贈與ス

海軍省事務囑託ヲ解ク(以上同)

吉田 寛

支那方面艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額參千六百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇
トス

海軍大尉 滿田 穰

海軍省事務ヲ囑託ス(以上同)

海軍公報(部内限) 第三千三百六十四號

昭和十四年十一月二十日

一三四一

<p>第一課勤務ヲ命ス 海軍中佐 奥村 新</p>	<p>第二課勤務ヲ命ス 海軍機關大佐 渡邊 伊三郎</p>	<p>第二課兼第一課勤務ヲ命ス 海軍機關中佐 松永 三郎</p>	<p>(各通) 同 梶谷 憲雄 海軍機關少佐 銚立 毅 同 松本 總雄</p>	<p>第二課勤務ヲ命ス 同 小林 儀作 (各通) 同 平松 義雄</p>	<p>第二課兼第一課勤務ヲ命ス 同 下山 滿</p>	<p>第二課勤務ヲ命ス(以上^上海軍省軍需局) 海軍中佐 有村 不二</p>	<p>第一課勤務ヲ命ス 海軍技師 平田 柳市</p>	<p>第二課勤務ヲ命ス 海軍特務中尉 齊田 竹次郎</p>	<p>第一課勤務ヲ命ス 海軍技手 鎌田 喜三郎</p> <p>(各通) 同 佐野 義久 同 關塚 良治 同 高山 實</p>	<p>第二課勤務ヲ命ス(以上^上水路部)</p>	<p>○將旗掲揚 廣東方面特別根據地隊司令官ハ十一月十五日將旗ヲ廣東方面特別根據地隊ニ掲揚セリ</p>	<p>○將旗撤去 第二根據地隊司令官ハ十一月十四日將旗ヲ第三防備隊ヨリ撤去セリ</p>	<p>○司令驅逐艦復歸 第十九驅逐隊司令ハ十一月十六日司令驅逐艦ヲ浦波ヨリ綾波ニ復歸セリ</p>	<p>○司令驅逐艦變更 第二十二驅逐隊司令ハ十一月十四日司令驅逐艦ヲ文月ヨリ長月ニ變更セリ</p>
-------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------------	---	--	--------------------------------	--	--------------------------------	-----------------------------------	--	------------------------------------	---	---	--	---

○艦船所在

指▲印▲ハ▲ホ▲ケ▲
定▲ヲ▲要▲セ▲ズ▲

○十一月二十日午前十時調

【横須賀】

春日▲、神威▲、三隈▲、足柄▲、口高雄▲、
陸奥、鈴谷、愛宕、夕張、口長門、摩耶、
赤城、口劍崎、山城、那珂、迅鯨、
五十鈴、駒橋

島風▲、灘風▲、口村雨▲、春雨▲、夕立、
五月雨▲、口龍▲、潮▲、曙▲、口曉、櫻、
大潮、荒潮、朝潮、満潮、雷、電、
伊一二三、伊一二四、
富士▲、膠州、洲崎▲、鳴戸

【長浦】▲沖島
(高崎)、(翔鶴)、(伊一七)▲

沙風、口朝雲、山雲、帆風、峯雲、夏雲、
呂五四、呂五五、呂五六、口呂五七、
呂五八、伊四、伊六、伊七

口隼、口鶴、口鷗、
口掃一、掃二、掃三、掃四、掃五、掃六

【石川島】

沼風▲、
(香取)▲、(鹿島)▲

【横濱】

北上▲、
漣▲、狹霧▲、
(不知火)▲、(早潮)▲、(時津風)▲

【館山】

澤風▲、
口野風、波風、口葵、
呂五九

海軍公報(部内限) 第三千三百六十四號

昭和十四年十一月二十日

一三四三

【函館】

大泊、
萩▲、
矢矧、淺間、淀、比叡▲、日向、口熊野▲、
鳳翔、最上▲、殿島▲、古鷹▲、口加古、鬼怒、
龍驤▲、口大鯨、伊勢、扶桑▲、大井、長鯨、
白鷹▲、口神通、口初鷹、球磨、
夕顔、吳竹、若竹、早苗、薄、藤、葛、敷波、
磯波、初雪、口東雲、叢雲、薄雲、白雲、
霞▲、口叢、陽炎、矢風、菊、口天霧、
朝霧、夕霧、口綾波、浦波、
呂五一、呂五三、呂二六▲、呂二七▲、
呂二八▲、伊五一、伊七〇、口伊六九▲、
伊八▲、口伊五五▲、伊五三、伊五四▲、
伊七五▲、口伊七四▲、伊七二▲、伊七一▲、
口伊七三▲、口伊一二一、伊一二二、伊五、
口呂六三、呂六八、伊六七、口伊六〇、伊五九

【大 阪】

口掃一五、掃一六、掃一三、掃一四、
攝津▲、明石▲、隱戸、間宮、石廊、
(伊九)▲、(伊一五)▲、(伊一六)▲、
天龍▲、
彌生▲、如月▲、夕月▲、卯月▲、
(黒潮)▲、(夏潮)▲、(隅田)▲、
木曾▲、
伊六八▲、口伊五七▲、伊五六▲、伊五八▲、
伊六一▲、伊二、伊三、
(初風)▲、(伊二〇)▲、(伊二二)▲、(伊一九)▲、
(伊一〇)▲

【神 戸】

伊六八▲、口伊五七▲、伊五六▲、伊五八▲、
伊六一▲、伊二、伊三、
(初風)▲、(伊二〇)▲、(伊二二)▲、(伊一九)▲、
(伊一〇)▲

【相生】

神風▲ 呂芙蓉▲ 朝顔▲ 刈萱▲
鶴見▲

【玉】

呂六二▲
因ノ島 文月▲ 水無月▲ 皐月▲

【江田内】

平戸▲
吾妻▲ 多摩▲ 利根▲ 筑摩、龍田

【舞鶴】

羽風▲ 太刀風▲ 秋風、夕風

【長崎】

(親潮)▲ (天津風)▲
羽黒

【佐世保】

常磐、那智▲ 青葉▲ 衣笠▲ 加賀、能登、呂
千歳、榛名、名取、阿武隈▲ 由良、

【川内】

飛龍、霧島▲ 金剛▲
梨、竹、樞、桃、柳、檜、葦、菱、菱

【萩】

萩▲ 萩▲ 萩▲ 萩▲ 萩▲ 萩▲ 萩▲ 萩▲ 萩▲ 萩▲

【海風】

山風▲ 白露、有明、夕暮、時雨

【呂】

呂三〇、呂三一、呂三二、呂六〇、呂六一、
呂六六、伊六六、伊六五、呂六七、
呂六五、呂六四、呂三四、呂三三、

【伊】

伊六二、伊六一、伊六四

【掃】

掃一一、掃一〇、掃九

【千鳥】

敷島▲ 早鞆、襟裳、野島

【鎮海】

追風、疾風
(雪風)▲ (磯風)▲ (伊一八)▲ (伊二四)▲

【トトラック】

磐手、八雲

【羅府】

尻矢
作業地 出雲、安宅、鳥羽、勢多、堅田、比良、保津、
熱海、二見、伏見、瑞穂、妙高、

【長良】

長良、嵯峨、千代田、勝力、八重山、

【蒼龍】

蒼龍、鳥海
栗、梅、蓮、夕風、朝風、松風、朝風、
峯風、沖風、若葉、子日、初霜、春風、
旗風、吹雪、白雪

【伊六三】

伊六三
鷲、鳩、雄、友鶴、初雁、真鶴

【掃一七】

掃一七、掃一八、掃八、掃七、掃二二

【朝日】

朝日、佐多、室戸

【航海中】

知床 (十八日)「トトラック」發「パラオ」へ

海軍公報 (部内限) 第三千三百六十五號

昭和十四年十一月二十一日(火)
海軍大臣官房

○令 達

官房第四九四號ノ八

復 要

昭和十三年官房第三八〇〇號ノ二中「新京出張員タル軍令部出仕」ヲ「滿洲國在勤帝國大使館附武官附タル」ニ改ム

昭和十四年四月一日

海 軍 大 臣

官房第五八一〇號

復 要

昭和七年官房第四七九號及同十二年同第五〇八二號中「第三艦隊所屬艦船」ヲ「第一遣支艦隊ノ艦船及支那方面艦隊附屬艦船」ニ、「第三艦隊司令部附」ヲ「支那方面艦隊司令部附」ニ、「同十三年同第四四七〇號中」第一遣支艦隊軍法會議、「第三艦隊囚禁場」ヲ「第一遣支艦隊軍法會議、「第一遣支艦隊囚禁場」ニ、「支那方面艦隊第三艦隊司令部附」ヲ「支那方面艦隊第一遣支艦隊司令部附」ニ、「第三艦隊司令部附首席主計科士官」ヲ「支

那方面艦隊司令部附首席主計科士官」ニ改ム

昭和十四年十一月十五日

海 軍 大 臣

官房機密第七〇五四號

復 要

昭和十三年官房機密第六七二六號、同第六七二七號及同十四年同第三三一七號ハ之ヲ廢止ス

昭和十四年十一月十五日

海 軍 大 臣

(參照) 昭和十三年官房機密第六七二六號ハ第十三艦隊ノ、同第六七二七號ハ第十六航空隊ノ同十四年同第三三一七號ハ特設砲艦でい丸ノ執モ經費掌理ノ件ナリ

海軍公報 (部内限) 第三千三百六十五號 昭和十四年十一月二十一日

一三四五

海軍公報(部内限) 第三千三百六十五號 昭和十四年十一月二十一日

一三四六

官房機密第七〇五六號

機 要

昭和十一年官房機密第二七一五號中「第三艦隊」ヲ「支那方面艦隊」ニ、同十三年同第三三九二號ノ二中「第五艦隊」ヲ「第二遣支艦隊」ニ、「第三防備隊主計長」ヲ「廣東方面特別根據地隊主計長」ニ、同第六〇五三號中「第五艦隊」ヲ「第二遣支艦隊」ニ、「第一防備隊主計長」ヲ「厦門方面特別根據地隊主計長」ニ、同第六一一七號中「第四防備隊主計長」ヲ「漢口方面特別根據地隊主計長」ニ、同十四年同第六〇一號ノ二中「第五艦隊情報部」ヲ「海南島特務部」ニ、「第五防備隊主計長」ヲ「第十五防備隊主計長」ニ、同第三三一七號ノ二中「第四艦隊」ヲ「第三遣支艦隊」ニ、同第四八六六號中「第四根據地隊」ヲ「海南島根據地隊」ニ改ム

昭和十四年十一月十五日

海 軍 大 臣

(參照) 昭和十一年官房機密第二七一五號ハ第三艦隊司令部附主計科士官ヲ艦隊經費ノ分任出納官吏トスル件、同十三年同第三三九二號ノ二ハ第五艦隊司令部附ニシテ航空通信連絡ノ爲廣東ニ派遣セラレタル者ニ要スル經費掌理ノ件、同年同第六〇五三號ハ第五艦隊軍法會議ニ要スル經費掌理ノ件、同年同第六一一七號ハ第一病院ニ要スル經費掌理ノ件、同十四年同第六〇一號ノ二ハ第五艦隊情報部ニ要スル經費掌

理ノ件、同年同第三三一七號ノ二ハ青島在勤武官ニ要スル經費掌理ノ件、同年同第四八六六號ハ第四根據地隊司令部職員ニ要スル經費掌理ノ件ナリ

○ 通 牒

航本機密第一二五一〇號
航本機密第二四四一號航空發動機用点火栓充當表中左記ノ通改正ス

昭和十四年十一月十三日

海軍航空本部長

記

一、光發動機一、二型用使用点火栓ヨコカワRT3ヲYIMニ代用点火栓テルコRT2及YIMヲヨコカワRT3、テルコRT2ニ改ム

二、震天發動機ノ末尾ニ左ノ如ク加フ

榮發動機一〇型

TIB

TIA

壽發動機二型改三

YIM

ヨコカワRT3、
テルコRT2

航本機密第一一七五二號

昭和十四年十一月二十日

海軍航空本部長

<p>佐世保 海軍工廠長 殿 廣 海軍航空技術廠長 殿 航空兵器修理材料供給ノ件通牒 航本機密第二七四一號首題通牒ニ左記ヲ追加ス</p>		<p>記</p>	
<p>○第十五航空隊 ○第三遣支艦隊司令部 ○特設水上機母艦神川丸 ○軍艦飛龍 同 陸奥 同 山城 同 榛名 ○同 高雄 ○同 愛宕 ○同 鈴谷 ○同 熊野 同 千歲 同 加古 同 古鷹</p>	<p>年額</p> <p>五、〇〇〇圓 三、〇〇〇圓 三、〇〇〇圓 一、〇〇〇圓 二〇〇圓 二〇〇圓 二〇〇圓 二〇〇圓 二〇〇圓 二〇〇圓 二〇〇圓 一五〇圓 一五〇圓 一五〇圓</p>	<p>○同 神通 一〇〇圓 ○同 五十鈴 一〇〇圓</p> <p>(昭和十四年四月四日海軍公報(部内限)参照)</p>	
<p>○ 辭 令</p>			
<p>第一部第二課長ヲ免シ同第一課長ヲ命ス 第二部第三課長ヲ命ス 第一部勤務ヲ命ス 第一部勤務長同 第一部第二課長ヲ命ス 第三部第八課長ヲ命ス 第一部第一課勤務ヲ命ス 第四部第十課勤務ヲ命ス</p>	<p>軍令部課長海軍大佐 中澤 佑 同 柳本 柳作 軍令部部員同 大野 竹二 軍令部課長同 岡田 爲次 同 堀内 茂忠 軍令部部員海軍中佐 神 重徳 同 西澤 誠二</p>	<p>同 神通 一〇〇圓 同 五十鈴 一〇〇圓</p>	

海軍公報(部内限)第三千三百六十五號

昭和十四年十一月二十一日

一三四七

第二部第四課勤務ヲ命ス	同	土井 美二
第一部第一課兼同第二課勤務ヲ命ス	同	三代 辰吉
第三部第五課勤務ヲ命ス	同	無着 仙明
第二部第四課兼同第三課第一部第二課勤務ヲ命ス	同	海軍少佐 西川 亨
第二部第三課兼同第四課勤務ヲ命ス	同	森 實
第三部第七課勤務ヲ命ス	同	塚田 收
(各通) 軍令部出仕同	同	山本 正
第四部第十課勤務ヲ命ス	同	戸田 與四郎
軍令部部員同		泉 雅爾
第一部第一課勤務ヲ命ス	同	加藤 弘重
兼第三部第六課勤務ヲ命ス	同	久保田政太郎
第四部第十課勤務ヲ命ス以上其部軍令部)	同	
參謀部第二部長ヲ命ス	海軍少將	高木 武雄
參謀部第一部第二課長ヲ免シ同第一課長ヲ命ス	海軍大佐	中澤 佑
參謀部第二部長ヲ命ス	同	柳本 柳作
參謀部第一部勤務ヲ命ス	同	大野 竹二
參謀部第一部第二課長ヲ命ス	同	岡田 爲次
參謀部第三部長ヲ命ス	同	堀内 茂忠
參謀部第一部第一課勤務ヲ命ス	海軍中佐	神 重德
通信部第十課勤務ヲ命ス	同	西澤 誠二
參謀部第二部長ヲ命ス	同	土井 美二
參謀部第一部第二課勤務ヲ命ス	同	松本 通世

參謀部第一部第一課勤務ヲ命ス	同	三代辰吉
參謀部第三部第五課勤務ヲ命ス	同	無着 仙明
報道部第三課勤務ヲ命ス	海軍少佐	田代格
參謀部第二部第四課勤務ヲ命ス	同	西川 亨
參謀部第二部第三課兼同第四課勤務ヲ命ス	同	森 實
參謀部第三部第七課勤務ヲ命ス	同	塚田 收
通信部第十課勤務ヲ命ス	同	戸田與四郎
參謀部第一部第一課勤務ヲ命ス	同	泉 雅爾
(各通)	同	久保田政太郎
	海軍大尉	新宮 等
	海軍中尉	久津輪 久雄
通信部第十課勤務ヲ命ス(以上 甚前大本營海軍部)	海軍少將	山本 順平
總務部勤務ヲ命ス	海軍大佐	加藤 成禧
在名古屋監督長ノ命ヲ承ケ服務スヘシ	同	池内 正方
福岡地方ノ監督任務ニ從事スヘシ	海軍中佐	山岡 三子夫
(各通)	同	木村 健二
	海軍機關中佐	今田 敏
	海軍機關少佐	跡部 保
	海軍軍醫中佐	川田 理
總務部第一課勤務ヲ命ス	海軍機關大佐	山森 六三郎
(各通)	海軍主計大佐	岡本 正治
	海軍技師	田中 修吾
在東京監督長ノ命ヲ承ケ服務スヘシ	海軍機關大佐	島本 万太郎
長崎地方ノ監督任務ニ從事スヘシ	海軍機關中佐	松永 三郎
技術部第二課勤務ヲ命ス	同	北條 源吾
技術部第一課勤務兼第二課第三課總務部第一課勤務	同	

海軍公報(部内限)第三千三百六十五號 昭和十四年十一月二十一日

一三四九

<p>ヲ命ス 同 小林包二郎 在神戸監督長ノ命ヲ承ケ服務スヘシ 海軍整備特務中尉 安達 英一 補給部附ヲ命ス(以上註明海軍航空本部)</p>	<p>○雜款</p>	<p>○將旗掲揚 第四潜水戦隊司令官ハ十一月十七日將旗ヲ劍埼ニ掲揚セリ</p>	<p>○將旗移揚 海南島根據地隊司令官ハ十一月十八日將旗ヲ鷺ヨリ海口司令部ニ移揚セリ</p>	<p>○伊號第五十六潜水艦行動豫定 地名 着 神 戶 吳 十一月二十二日 十一月二十一日 發</p>	<p>○郵便物發送先 第十三戦隊司令部宛 自今 佐世保郵便局氣付 軍艦飛鳥</p>
<p>軍艦球磨宛 自今 吳 伊號第五十六潜水艦宛 自今 吳</p>	<p>○着任、退應 新任 海軍省軍需局長 海軍機關大佐 渡邊瑞彦 本月五日着任 前任 同 福地英男 同 其日退應</p>	<p>○殘務整理 當隊殘務整理ハ南京基地隊内ニ於テ之ヲ行フ (吳鎮守府第五特別陸戰隊)</p>	<p>○取消 済 十一月十四日日本欄驅逐艦矢風宛郵便物發送先ハ取消ス</p>		

○艦船所在

▲印(ハ、ホ、ヘ、フ)
指定ヲ要セズ

○十一月二十一日午前十時調

【横須賀】

春日▲、神威▲、三隈▲、足柄▲、口高雄▲、陸奥、愛宕、夕張、口長門、摩耶、口赤城、口劍埼、山城、那珂、迅鯨、口五十鈴、駒橋

島風▲

灘風▲、口村雨、春雨、夕立、五月雨、口朧、潮▲、曙、曉、口響、口大朝、荒潮、朝潮、満潮、雷、電

伊一三三、伊一二四

富士▲、膠州、洲埼▲、鳴戸

(高崎)、(翔鶴)、(伊一七)▲

【長浦】

▲沖島

沙風、口朝雲、山雲、帆風、峯雲、夏雲、呂五四、呂五五、呂五六、口呂五七、呂五八、伊四、伊六、伊七

口隼、鴨、鴻、鶴

口掃一、掃二、掃三、掃四、掃五、掃六

【石川島】

沼風▲

(香取)▲、(鹿島)▲

【横濱】

北上▲

漣▲、狹霧▲

(不知火)▲、(早潮)▲、(時津風)▲

【館山】

澤風▲

【大湊】

口野風、波風、口葵、呂五九

【函館】

大泊

萩▲、矢矧、淺間、淀、比叡▲、日向、口熊野▲、鳳翔、最上▲、殿島▲、古鷹、口加古、鬼怒、龍驤、口大鯨、伊勢、扶桑▲、大井、長鯨、白鷹、口神通、口初鷹、球磨

夕顔、吳竹、若竹、早苗、薄、藤、葛、敷波、磯波、初雪、口東雲、叢雲、薄雲、白雲、霞▲、口散、陽炎、矢風、菊、口天霧、朝霧、夕霧、口綾波、浦波

呂五一、呂五三、呂二六▲、呂二七▲、呂二八▲、伊五一、伊七〇、口伊六九▲、伊八▲、口伊五五▲、伊五三▲、伊五四▲、口伊七五▲、口伊七四▲、伊七二▲、伊七一▲、口伊七三▲、口伊二二▲、伊二二、伊五、呂六三、呂六八、伊六七、口伊六〇、伊五九

口掃一五、掃一六、掃一三、掃一四

攝津▲、明石▲、隠戸、問宮、石廊

(伊九)▲、(伊一五)▲、(伊一六)▲

天龍▲

彌生▲、如月▲、夕月▲、卯月▲

(黒潮)▲、(夏潮)▲、(隅田)▲

木曾▲

伊六八▲、口伊五七▲、伊五六▲、伊五八▲、伊一、伊二、伊三

(初風)▲、(伊二〇)▲、(伊二二)▲、(伊一九)▲、(伊一〇)▲

【大阪】

天龍▲

彌生▲、如月▲、夕月▲、卯月▲

(黒潮)▲、(夏潮)▲、(隅田)▲

木曾▲

伊六八▲、口伊五七▲、伊五六▲、伊五八▲、伊一、伊二、伊三

(初風)▲、(伊二〇)▲、(伊二二)▲、(伊一九)▲、(伊一〇)▲

【神戸】

伊六八▲、口伊五七▲、伊五六▲、伊五八▲、伊一、伊二、伊三

(初風)▲、(伊二〇)▲、(伊二二)▲、(伊一九)▲、(伊一〇)▲

海軍公報(部内限)第三千三百六十五號

昭和十四年十一月二十一日

一三五

【相生】

神風▲、口芙蓉▲、朝顔▲、刈萱▲
鶴見▲

【五】

呂六二▲
口文月▲、水無月▲、阜月▲

【因ノ島】

平戸▲

【江田内】

吾妻▲、多摩▲、口利根▲、筑摩、龍田
羽風▲、太刀風▲、口秋風、夕風
伊五二▲

【舞鶴】

伊五二▲
(親潮)▲、(天津風)▲
羽黒

【長崎】

常磐、那智▲、青葉▲、衣笠▲、加賀、能登呂、
口千歳、榛名▲、名取、口阿武隈▲、由良、
川内、飛龍、霧島▲、口金剛▲

【佐世保】

梨、竹、榎、桃、柳、檜、蘆、蓼、蓬、菱、
口葦▲、柿▲、榆▲、初春、長月、口望月、
睦月、口菊月、三月月、口江風▲、涼風▲、
海風▲、山風▲、口白露、有明、夕暮、時雨

【鎮海】

口追風、疾風
呂三〇、呂三一、呂三二、呂六〇、呂六一、
呂六六、口伊六六、伊六五、口呂六七、
呂六五、呂六四▲、口呂三四、呂三三、
口伊六三、伊六一、伊六四
口掃一一、口掃一〇、掃九、掃一二
千鳥

【鎮海】

敷島▲、早鞆、襟裳、野島、室戸
(雪風)▲、(磯風)▲、(伊一八)▲、(伊二四)▲

【トラック】

口磐手、八雲
羅府 尻矢

【作業地】

口出雲、口安宅、鳥羽、勢多、堅田、比良、保津、
熱海、二見、伏見、口瑞穂、口妙高、
口長良、嵯峨、千代田、勝力、八重山、
口蒼龍、鳥海

【航海中】

栗、梅、蓮、口夕風、朝風、口松風、朝風、
峯風、沖風、口若葉、子日、初霜、口春風、
旗風、口吹雪、白雪
伊六三

【航行】

鷺、鳩、雉、友鶴、初雁、口真鶴
口掃一七、掃一八、掃八、掃七
口朝日、佐多

【航海中】

知床 (十八日「トラック」發「パラオ」)
鈴谷 (二十日横須賀發「吳」)

海軍公報

(部内限) 第三千三百六十六號

昭和十四年十一月二十二日(水)

海軍大臣官房

○令 達

官房機密第七〇七三號

提 獎

那珂及第七驅逐隊所屬驅逐艦ノ第二艦隊編入迄ニ要スル經費ハ臨時軍事費支辨トス

昭和十四年十一月十五日

海 軍 大 臣

官房機密第七〇五五號

昭和十二年官房機密第四三〇七號ハ之ヲ廢止ス

㊦

昭和十四年十一月十五日

海 軍 大 臣

(參照) 昭和十二年官房機密第四三〇七號ハ支那方面艦隊經費

ノ支田官及主任分任出納官吏ノ件ナリ

官房第五九一一號

昭和十二年官房第二八五八號中「舞鶴要港部所屬ノ通信隊ニ付テハ同要港部經理部、其ノ他ノ」ヲ削ル
本令ハ昭和十四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年十一月二十一日

海 軍 大 臣

(參照) 海軍會計法規類集上卷五七頁

○通 牒

官房第一六四二號ノ二

昭和十四年十一月二十二日

海 軍 省 副 官

關係各廳長殿

事變關係公用市外通話優先取扱ニ關スル件
通知

三月三十日附官房第一六四二號首題通牒中左記ノ通改
メ候

記

海軍火藥廠	本	二番	七番	八番	五番	六番	支	海軍火藥廠	船岡	二番	三番	四番	八番	追加
-------	---	----	----	----	----	----	---	-------	----	----	----	----	----	----

海軍公報(部内限) 第三千三百六十六號

昭和十四年十一月二十二日

一三五三

海軍諸例
則登載

軍務第二二三五號

昭和十四年十一月二十一日

海軍省軍務局長

關係各廳長殿

内海水道航行規則勵行ニ關スル件申進

内海水道航行規則ハ海上事故防止上必要ト認メラレ之ヲ海軍艦船ニ準用セラレタル處從來部内艦船ニシテ違反行爲ヲ爲スモノアル様認メラルルヲ以テ特別ノ事情ナキ限リ同規則勵行相成度
尙部外船舶ニシテ海上衝突豫防法ヲ遵守セズシテ艦船ニ對シ危險ヲ惹起セントスルガ如キ行爲アリシモノニ付テハ艦船職員服務規程第七十條ニヨリ其ノ都度規定ノ報告ヲ勵行スル様取計相成度

海人第一號ノ一七一

昭和十四年十一月二十一日

海軍省人事局長

關係各廳長殿

海軍主計科、造船科、造機科及造兵科二年
現役士官ノ現役期間短縮ニ關スル件申進

勅令第七百五十號ヲ以テ海軍軍醫科、藥劑科、主計科、

造船科、造機科及造兵科士官現役期間特例申改正セラレ候處從前ノ第一條ノ規定ニ依ル志願ヲ爲シ海軍武官任用令第八條第三號若ハ第四號又ハ第八條ノ二第二號ノ規定ニ依リ候補生ニ採用セラレ現ニ海軍主計科、造船科、造機科又ハ造兵科ノ少尉又ハ候補生タル者ニシテ其ノ現役期間ヲ候補生ノ現役期間ヲ通ジ二年ニ短縮セラレンコトヲ志願スル者ハ左記様式ニ依リ昭和十五年四月末日迄ニ其ノ願書ヲ海軍省人事局長ニ提出スルコトニ定メラレ候條可然取計相成度

追テ候補生期間ヲ通ジ現役期間二箇年ニ短縮セラレタル者ハ少尉ノ儘離現役セシメララルコトニ定メラレ候

昭和 年 月 日
官 氏 名 〇

海軍大臣 宛

現役期間短縮ニ關スル件志願

昭和十四年勅令第七百五十號附則第二項ノ規定ニ依リ現役期間ヲ候補生ノ現役期間ヲ通ジ二年ニ短縮セラレンコトヲ志願致候條御許可相成度

○ 辭令

海軍技術會議議員海軍中佐 鹿岡 圓平
 海軍艦政本部技術會議議員ヲ命ス(註海軍省)
 海軍中佐 長井 純隆
 第一課勤務ヲ命ス(註海軍省人事局)

○ 雜款

○司令驅逐艦一時變更
 第二十一驅逐隊司令ハ十一月十二日司令驅逐艦ヲ一時
 若葉ヨリ初霜ニ變更同日復歸セリ

○司令潜水艦變更
 第八潜水隊司令ハ十一月十三日司令潜水艦ヲ伊號第四
 潜水艦ニ變更セリ

○司令潜水艦指定
 第九潜水隊司令ハ十一月十八日司令潜水艦ヲ伊號第百
 二十四潜水艦ニ指定セリ

○郵便物發送先
 横須賀防備戰隊司令部宛
 自今 軍艦沖島

第一水雷隊宛

自今

追テ司令、隊宛

隊機關長宛

隊軍醫長宛

主計長宛

舞隼鴨鴻鶴

鶴

○正誤

○

一昨二十日辭令欄島居敬造辭令文中「豫備油山」ハ
 「豫備油田」ノ誤、同收山鶴彦ノ上ニ「同」ヲ脱ス

海軍公報(部内限)第三千三百六十六號 昭和十四年十一月二十二日

一三五五

○ 艦船所在

指定ヲ要セズ

○十一月二十二日午前十時調

【横須賀】

春日▲、神威▲、三隈▲、足柄▲、口高雄▲、陸奥、愛宕、夕張、口長門、摩耶、口赤城、口劍崎、山城、那珂、迅鯨、口五十鈴、駒橋

島風▲

五月雨、口龍、湖▲、曙、曉、口響、口大潮、荒潮、朝潮、滿潮、雷、電

伊一三三、伊一二四

富士▲、膠州、洲崎▲、鳴戸

(高崎)、(翔鶴)、(伊一七)▲

【長浦】

沖島

沙風、口朝雲、山雲、帆風、峯雲、夏雲

呂五四、呂五五、呂五六、呂五七、呂五八、伊四、伊六、伊七

口隼、鴨、鴻、鶴

口掃一、掃二、掃三、掃四、掃五、掃六

【石川島】

【横濱】

【浦賀】

【館山】

【大湊】

呂五九

呂五九

【國館】

【吳】

大泊

萩▲

矢矧、淺間、淀、比叡▲、日向、口熊野▲

鳳翔、最上▲、殿島、古鷹、口加古、鬼怒、龍驤▲、口大鯨、伊勢、扶桑▲、大井、長鯨、白鷹、口神通、球磨

夕顔、吳竹、若竹、早苗、薄、藤、葛、敷波、磯波、初雪▲、口東雲、叢雲、薄雲、白雲、霞▲、口穀▲、陽炎、矢風、菊、口天霧、朝霧、夕霧、口綾波、浦波

呂五一、呂五三、呂二六▲、呂二七▲、呂二八▲、伊五一、伊七〇、口伊六九▲、伊八▲、口伊五五▲、伊五三▲、伊五四▲、伊七五▲、口伊七四▲、伊七二▲、伊七一▲、口伊七三▲、口伊二二、伊二二、伊五、口呂六三、呂六八、伊六七、口伊六〇、伊五九

雁

口掃一五、掃一六、掃一三、掃一四

攝津▲、明石▲、隱戸、問宮、石廊、室戸

(伊九)▲、(伊一五)▲、(伊一六)▲

天龍▲

彌生▲、如月▲、夕月▲、卯月▲

(黒潮)▲、(夏潮)▲、(隅田)▲

木曾▲

伊六八▲、口伊五七▲、伊五六▲、伊五八▲

伊一、伊二、伊三

(初風)▲、(伊二〇)▲、(伊二二)▲、(伊一九)▲、(伊一〇)▲

【大阪】

【神戸】

海軍公報(部内限) 第三千三百六十六號

昭和十四年十一月二十二日

一三五七

【相生】神風▲、呂芙蓉▲、朝顔▲、刈萱▲

【玉】呂六二▲

【因ノ島】文月▲、水無月▲、卓月▲

【江田内】平戸▲

【豊後水道】初鷹
舞鶴 吾妻▲、多摩▲、利根▲、筑摩、龍田
羽風▲、太刀風▲、秋風、夕風
伊五二▲

【長崎】(親潮)▲、(天津風)▲
羽黒

【佐世保】常磐、那智▲、青葉▲、衣笠▲、加賀、能登呂、
川内、飛龍、霧島▲、金剛▲

梨、竹、榎、桃、柳、檜、蓮、菱、
菴▲、柿▲、楡▲、初春、長月、望月、
睦月、菊月、三月月、江風▲、涼風▲

海風▲、山風▲、白露、有明、夕暮、時雨

呂三〇、呂三一、呂三二、呂六〇、呂六一、
呂六六、呂六六、呂六五、呂六七、
呂六五、呂六四、呂三四、呂三三、
伊六二、伊六一、伊六四
掃一一、掃一〇、掃九、掃一二

千鳥

敷島▲、早鞆、襟裳、野島

(雪風)▲、(磯風)▲、(伊一八)▲、(伊二四)▲

【鎮海】追風、疾風

【トラック】磐手、八雲

【羅府】尻矢

【作業地】出雲、安宅、鳥羽、勢多、堅田、比良、保津、
熱海、二見、伏見、瑞穂、妙高、
長良、嵯峨、千代田、勝力、八重山、
蒼龍、鳥海

栗、梅、蓮、夕風、朝風、松風、朝風、
峯風、沖風、若葉、子日、初霜、春風、
旗風、吹雪、白雪

伊六三
鷺、鳩、雉、友鶴、初雁、真鶴

掃一七、掃一八、掃八、掃七
朝日、佐多

【航海中】

知床 (十八日「トラック」發「パラオ」へ)

鈴谷 (二十日横須賀發「吳」へ)

海軍公報(部内限)號外

昭和十四年十一月二十二日(水)
海軍大臣官房

○辭令

宮内 吉志
第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇ト
ス(附註海軍省)

植木 方次郎
松雪 幸三郎
小林 章
杉山 泰彦
久保 勝巳
秋田 鏢一
徳珍 正藏
徳久 陽一
今城 利雄
松田 秀治
芦澤 駿之助
八木 一夫

第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇ト
ス(附註海軍省)

横山 高治
武藤 三郎
石川 逸馬
久松 正男
杉原 正男
坂上 一之助
淺利 辰雄
新田 力
小柳 小三
畦田 金次郎
三輪 美代司
淺川 勝三郎
岡野 重久
友野 長富
伊波 盛仁

海軍公報(部内限)號外

淺野亮三郎
 前園立衛
 濱武一郎
 笹葉守
 西田秀三郎
 里深實
 松田司郎
 鎌田秀雄
 靜木岱藏
 谷清一
 小野保
 上村安廣
 砂田和一
 橋本恒彦
 内田清隆
 玉井恒太郎
 梶川多三郎
 稻葉六郎
 唐渡正治
 加藤知八郎
 大塚武夫

(各通)

堀八十郎
 島村富夫
 南部武次
 江口宜介
 伊藤槐三
 中濱三郎
 馬場三郎
 秋山清人
 渡邊群一
 矢野金重郎
 福永侃二
 吉村真吾
 竹田幸雄
 伊木美金雄
 野村三郎
 門野顯三
 中村秀
 古賀誠廣
 有末義雄
 酒井四郎
 安田末治

二

海軍公報 (部内限) 號外

第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス (八月三十一日同)

- 樋口 義男
- 向井 市次
- 峰尾 政見
- 栗原 守夫
- 足立 亮治
- 米本 貴一
- 玉井 琢郎
- 池田 平次郎
- 石坂 堯春
- 上田 大二
- 山本 敏郎
- 城戸崎 茂
- 野上 道幹
- 榑 垣武
- 大谷 喜一
- 今井 徳次
- 町野 大輔
- 吉川 松太郎
- 加賀 春巳

(各通)

第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス (八月三十一日同)

(各通)

第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス (八月三十一日同)

(各通)

第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス (八月三十一日同)

(各通)

第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス (八月三十一日同)

- 小高 浩
- 上原 豊
- 町田 政雄
- 池村 照信
- 青木 義雄
- 長谷川 榮治郎
- 澤井 幸雄
- 住田 恒幸
- 鈴江 久雄
- 服部 京一
- 岡田 英二
- 石井 則之
- 粕谷 銀治
- 堀場 定藏

(各通)

乾 末男
松元 慶造
景森 繁一

第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇ト
ス (八月十八日同)

(各通)

山村 義雄
吉田 準作

第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇ト
ス (八月十九日同)

(各通)

田上 二雄
橋本 弘

第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇ト
ス (八月二十日同)

第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇ト
ス (八月二十日同)

第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇ト
ス (八月二十日同)

第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇ト
ス (八月二十日同)

第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇ト
ス (八月二十日同)

第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇ト
ス (八月二十九日同)

第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇ト
ス (九月十二日同)

中林 親
河野 誠一

第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇ト
ス (九月十三日同)

古屋 一郎

第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇ト
ス (九月十四日同)

服部 門平

(各通)

丸橋 仁
小野 敬二
林 計男

第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇ト
ス (九月二十日同)

第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇ト
ス (九月二十日同)

第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇ト
ス (九月二十日同)

第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇ト
ス (九月二十日同)

第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限委任官待遇トス (十一年八月同)	湯淺 之夫	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年四月同)	伊波 盛二	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	淺川 勝三郎	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	杉原 正男	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	淺利 辰雄	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	久松 逸馬	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	坂上一之助	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	唐渡 正治	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	玉井 琢郎	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	松田 秀治	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	玉井 恒太郎	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	池田 平次郎	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	石川 淡						
(各通)		(各通)		(各通)		(各通)		(各通)		(各通)		(各通)		(各通)		(各通)		(各通)		(各通)		(各通)		(各通)							
第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	三輪 美代司	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	有末 義雄	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	酒井 四郎	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	葉原 守夫	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	石坂 堯春	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	上田 大二	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	加賀 春巳	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	池村 照信	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	濱武 一郎	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	町田 政雄	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	住田 恒幸	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	石井 則之	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	笹葉 守	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	橋本 弘	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	福永 侃二	第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一年三月同)	松元 慶造

海軍公報 (部内限) 號外

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (九月二日同) 岡野 重久

門野 顯三

安田 末治

樋口 義男

向井 市次

峰尾 政見

足立 亮治

米本 貴一

浦田 熊治郎

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (九月三日同) 古賀 誠廣

哇田 金次郎

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (九月三日同) 武藤 三郎

横山 高治

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (九月七日同) 小柳 小三

(各通)

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (九月二日同)

南 部 武次

渡 邊 群一

今 井 徳次

石 川 務

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (九月三日同) 中 村 秀

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (九月三日同) 古 屋 一 郎

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (九月三日同) 野 村 三 郎

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (九月三日同) 加 藤 知 八 郎

(各通) 吉 川 松 太 郎

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (九月三日同) 田 上 二 雄

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (九月三日同) 中 林 親

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (九月三日同) 服 部 京 一

(各通)

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (廿三年同)

吉田 準作
丸橋 仁

静木 岱藏

谷 清一

城戸崎 茂

粕谷 銀治

小野 敬二

林 計男

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (廿三年同)

久保 勝巳

新田 力

竹田 幸雄

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (廿三年同)

砂田 和一

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (廿三年同)

橋本 恒彦

(各通)

檜垣 武

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (廿三年同)

山本 敏郎

(各通)

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (廿三年同)

稻葉 六郎
鈴江 久雄

岡田 英二

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (廿三年同)

野上 道幹

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (廿三年同)

秋田 鏖一

前園 立衛

(各通)

梶川 多三郎

大谷 喜一

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (廿三年同)

上村 安廣

町野 大輔

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (廿三年同)

上原 覺

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (廿三年同)

小野 保

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (廿三年同)

海軍公報 (部内限) 號外

七

(各通)

内田 清隆
金武 卓次

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一月十七日同)

河野 誠一

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一月十九日同)

湯淺 之夫

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一月二十日同)

馬場 三郎

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一月二十五日同)

浅野 亮三郎

(各通)

景森 繁一
山村 義雄

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一月二十八日同)

菊池 外之

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一月同日)

松雪 幸三郎

(各通)

新山 義美

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一月同日)

中濱 三郎

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一月十七日同)

小高 浩

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一月八日同)

服部 門平

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一月同日)

西田 秀三郎

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一月同日)

吉村 真吾

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一月同日)

大塚 武夫

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一月同日)

堀 八十郎

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一月同日)

江口 宣介

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一月同日)

伊藤 槐三

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一月同日)

秋山 清人

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一月同日)

矢野 金重郎

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一月同日)

伊木美 金雄

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一月同日)

青木 義雄

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一月同日)

長谷川 榮治郎

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一月同日)

澤井 幸雄

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一月同日)

鎌田 秀雄

第三艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一月同日)

第五艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (七月三十日同) 緒方 敬典

第五艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (九月三十日同) 高山 三平

第五艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス (十一月三十日同) 飯田 甲子郎

(各通) 阿部 智義
竹藤 峰治
飯田 甲子郎

第五艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (十一月三十日同) 高津 基

第五艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス (六月三十日同) 高津 基

第五艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (八月三十日同) 高津 基

牟婁丸 船 長 田 中 勝

同 一等運轉士 前田 快一

同 二等運轉士 飯田 政一

同 機 關 長 桑原 千之介

同 一等機關士 林 彌六

同 二等機關士 金久 要藏

同 事務 長 津野 正巳

支那方面艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス (八月十五日同) 朝日丸 船 長 松田 豊

同 一等運轉士 古川 清定

同 二等運轉士 三谷 克巳

同 三等運轉士 村崎 良介

同 機 關 長 一柳 復雄

同 一等機關士 塩地 五郎市

同 二等機關士 渡邊 二郎

同 次席二等機關士 小林 辰助

同 三席二等機關士 高村 貫一

同 三等機關士 清水 正三

同 次席三等機關士 鈴木 信一

同 事務 長 崎山 正夫

支那方面艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス (十一月同) 朝日丸 船 長 松田 豊

支那方面艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(計四八名同) 野田 俊彦

(各通) 第一鷹取丸 船 長 橋本 今太郎

同 一等運轉士 磯部 徳三郎

第四艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(計三十八名同)

第一鷹取丸 機 關 長 藤田 藤吉
第四艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(計五名同)

海軍公報 (部内限) 號外

海軍公報

(部内限) 第三千三百六十七號

海軍大臣官房

昭和十四年十一月二十四日(金)

○令 達

官房第五八三二號

撰 發

本年十一月一日以降ノ異動ニ依リ舞鶴鎮守府ニ轉籍豫定ノ艦船ニ轉勤ヲ命ゼラレタル者(司令部職員ヲ含ム)ニ支給スベキ家族移轉料ハ海軍内國旅費規則第四十九條第一項ニ準ジ轉籍發令ノ日ノ前日迄其ノ支給ヲ停止ス

前項ニ該當スル者在リテハ昭和六年官房第三〇一六號第二號ヲ適用セズ

昭和十四年十一月十五日

海軍大臣

官房第五九三八號

撰 發

昭和十三年官房第六〇〇二號ハ本年十一月末日以降之ヲ廢止ス

昭和十四年十一月二十二日

海軍大臣

(參照) 昭和十三年官房第六〇〇二號ハ當分ノ間艦管需品ノ一

號石油及燈油ヲ從來通供給セシムル件ナリ

官房第二二九號ノ一一

撰 發

雜役船ノ船種ヲ左ノ通變更ス

昭和十四年十一月二十四日

海軍大臣

公稱番號

舊船種

新船種

所 屬

別定數 記事

第五號

司令官艇

内火艇

大湊要港部

定數 消火噴筒 裝備

第二〇八號

内火艇

司令官艇

同

定數

○通 牒

軍需燃第二〇二號

昭和十四年十一月二十二日

海軍省軍需局長

關係各廳長殿

海軍公報(部内限) 第三千三百六十七號

昭和十四年十一月二十四日

一三五九

海軍公報(部内限) 第三千三百六十七號 昭和十四年十一月二十四日

一三六〇

一、一號石油及三號石油供給整理等ニ
關スル件通牒

首題物品ノ整理ニ關シテハ本年十二月一日現在ヲ以テ
左記ニ依リ處理相成度

記

一、軍需部ノ在庫品ハ燃料兵備品會計官吏ニ保管轉換
スルモノトス

二、艦船部隊ノ保管品ハ一旦軍需部ニ還納(書類)手
續シ新ニ燃料告知豫算外ヲ以テ受込(書類)整理ス
ルモノトス

(達第二百二十二號、達第二百二十三號及達第二百二十四號參照)

醫第五三二號

昭和十四年十一月二十二日

海軍省軍務局長
海軍省醫務局長

各鎮守府 參謀長
各艦隊 軍醫長
各要港部

赤痢豫防鏡使用ノ件申進

首題ノ件昭和十五年度ニ於テモ昭和十三年十二月十四

日醫第五四三號申進(但シ九月ヲ十月ニ改ム)ニ依リ
實施ノコトニ定メラレ候條可然取計相成度

(昭和十三年十二月十六日海軍公報(部内限)參照)

○ 辭 令

海軍主計大佐 岡本 正治
東京海軍監督官事務所及受持區域内ニ在ル艦裝員事
務所ニ要スル旅費支拂ノ爲資金前渡官吏ヲ命ス

資金前渡官吏ヲ免ス

同 長妻 篤晴

廣島海軍監督官事務所ニ要スル旅費支拂ノ爲資金前
渡官吏ヲ命ス

海軍機關大佐 鹽 飽 一郎
資金前渡官吏ヲ免ス(以上其前支用官海軍省經理局
長) 海軍機關中佐 倉本 誠 至

○ 雜 款

○ 旗艦變更

第二遣支艦隊司令長官ハ十一月二十二日旗艦ヲ妙高ヨリ鳥海ニ變更セリ

○將旗掲揚
第四艦隊司令長官ハ十一月二十二日將旗ヲ千歳ニ掲揚セリ

○司令潜水艦變更
第七潜水隊司令ハ十一月十六日司令潜水艦ヲ伊號第一潜水艦ヨリ伊號第二潜水艦ニ變更セリ

○郵便物發送先
第二航空廠宛
自今
佐世保郵便局氣付

驅逐艦長月宛
十一月三十日迄ニ到達見込ノモノハ
其ノ後ハ
廣島縣御調郡土生町
大阪鐵工所因島工場内

第十五航空隊宛
自今
佐世保郵便局氣付

○着任、退應
新任 水路部 海軍大佐 相馬 信四郎 本月二十日着任
前任 第二課長 堀 勇 五郎 同 十八日退應

○懲罰
懲罰言渡書

海軍公報(部内限) 第三千三百六十七號 昭和十四年十一月二十四日

一三六一

海軍公報（部内限）第三千三百六十七號

昭和十四年十一月二十四日

一三六二

○本日普通公報發行セズ

○艦船所在

指定ノ要セズ

○十一月二十四日午前十時調

【横須賀】

春日、神威、三隈、足柄、口高雄、陸奥、愛宕、夕張、口長門、摩耶、口赤城、口劍埼、山城、那珂、迅鯨、口五十鈴、駒橋

島風、灘風、口村雨、春雨、夕立、五月雨、口龍、潮、曙、曉、口響、口大潮、荒潮、朝潮、満潮、雷、電

伊一、二三、富士、膠州、洲埼、鳴戸

(高崎)、(翔鶴)、(伊一七)

【長浦】

沖島

汐風、口朝雲、山雲、帆風、峯雲、夏雲

呂五四、呂五五、呂五六、口呂五七、呂五八、伊四、伊六、伊七、伊一二四

口掃一、掃二、掃三、掃四、掃五、掃六

【石川島】

沼風

(香取)、(鹿島)

【横濱】

北上

謎、狹霧

【館山】

澤風

(不知火)、(早潮)、(時津風)

【大湊】

野風、波風、口葵

呂五九、大泊

【函館】

萩、矢矧、淺間、淀、比叡、日向、口熊野、鳳翔、最上、殿島、古鷹、口加古、鬼怒、龍驤、口大鯨、伊勢、扶桑、大井、長鯨、白鷹、口神通、球磨、鈴谷、口初鷹、夕顔、吳竹、若竹、早苗、薄、藤、葛、敷波、磯波、初雪、口東雲、叢雲、薄雲、白雲、霞、口霞、陽炎、矢風、菊、口天霧、朝霧、夕霧、口綾波、浦波

呂五一、呂五三、呂二六、呂二七、呂二八、伊五一、伊七〇、口伊六九、伊八、口伊五五、伊五三、伊五四、口伊七五、口伊七四、伊七二、伊七一、口伊七三、口伊一二一、伊一二二、伊五、呂六三、呂六八、伊六七、口伊六〇、伊五九

雁、口掃一五、掃一六、掃一三、掃一四、攝津、明石、隠戸、間宮、石廊、室戸

(伊九)、(伊一五)、(伊一六)

天龍、彌生、如月、夕月、卯月

(黒潮)、(夏潮)、(雨田)

木曾、伊六八、口伊五七、伊五六、伊五八、伊一、伊二、伊三

(初風)、(伊二〇)、(伊二二)、(伊一九)、(伊一〇)

神風、口芙蓉、朝顔、刈萱

【相生】

【神戶】

【大阪】

【相生】

【相生】

【相生】

【相生】

【相生】

【相生】

【相生】

【相生】

【相生】

【相生】

【相生】

【相生】

【相生】

【相生】

【相生】

【相生】

【相生】

【相生】

【相生】

【相生】

【相生】

【相生】

海軍公報(部内限)第三千三百六十七號

昭和十四年十一月二十四日

一三六三

鶴見▲

【玉】 呂六二▲

【因ノ島】 文月▲、水無月▲、臯月▲

【江田内】 平戸▲

【舞鶴】 吾妻▲、多摩▲、利根▲、筑摩、龍田

羽風▲、太刀風▲、秋風、夕風

伊五二▲

(親潮)▲、(天津風)▲

【長崎】 羽黒

【佐世保】 常磐、那智▲、青葉▲、衣笠▲、加賀、龍登呂、

川内、飛龍、霧島▲、阿武隈、由良、

梨、竹、樞、桃、柳、檜、蕙、蓼、蓬、菱、

葦▲、柿▲、楡▲、初春、長月、望月、

睦月、菊月、三月月、江風▲、涼風▲、

海風▲、山風▲、白露、有明▲、夕暮▲、時雨

呂三〇、呂三一、呂三二、呂六〇、呂六一、

呂六六、伊六六、伊六五、呂六七、

呂六五、呂六四▲、呂三四、呂三三、

伊六二、伊六一、伊六四

掃一一、掃一〇、掃九、掃一二

千鳥

敷島▲、早瀬、野鳥

(雪風)▲、(磯風)▲、(伊一八)▲、(伊二四)▲

【鎮海】 追風、疾風

【作業地】 出雲、安宅、鳥羽、勢多、堅田、比良、保津、

熱海、二見、伏見、瑞穂、妙高、

長良、嵯峨、千代田、勝力、八重山、

香取、鳥海

栗、樺、蓮、夕風、朝風、松風、朝風、

峯風、沖風、若葉、子日、初霜、春風、

旗風、吹雪、白雪

伊六三

鷺、鳩、雉、友鶴、初雁、真鶴

掃一七、掃一八、掃八、掃七

朝日、佐多、襟裳

【航海中】

知床 (十八日)「トラツク」發「バラオ」へ)

尻矢 (二十一日)羅府發「ヒロ」へ)

磐手、八雲 (二十二日)「トラツク」發「バラオ」へ)

隼、鶴、鴻、鶴 (二十二日)横須賀發「舞鶴」へ)

海軍公報

(部内限) 第三千三百六十八號

昭和十四年十一月二十五日(土)

海軍大臣官房

○令 達

官房機密第七二八〇號 授 獎

所屬長官ハ十二月一日現在員(特ニ指定スル者ヲ除ク)ニ付左記標準ニ依リ年末賞與ヲ支給スベシ

昭和十四年十一月二十四日

海 軍 大 臣

記

區 分	賞與額 <small>(本俸又ハ給料ニ付)</small>
軍 人	一、八箇月分以内
文 官、同待遇者	一、八箇月分以内
嘱託者 <small>(一時ノ報酬ヲ受クル者及本官アル者ヲ除ク)</small>	一、八箇月分以内
雇員 傭人 <small>(月給者)</small>	一、八箇月分以内
同	五十四日分以内
海軍ノ學校ニ兼務スル陸軍武官	百 圓 以 内

官房機密第七二八一號 授 獎

所屬長官ハ本年十一月月中ニ召集解除、現役滿期及服役

延期解止ノ海軍軍人竝ニ入營ノ爲解雇又ハ解傭ノ雇員傭人ニ對シ召集解除、退團又ハ解雇、解傭ノ日現在ヲ以テ俸給月額十分ノ十八以内(日給者ニ在リテハ五十四日分以内)ノ年末賞與ヲ支給スベシ但シ昭和十三年十二月二日ヨリ本年十二月一日迄ノ日數ヲ賞與ノ一期間トス

昭和十四年十一月二十四日

海 軍 大 臣

官房機密第七二二四號 授 獎

當分ノ間艦營需品經理規程第十條及燃料經理規程第四條ニ拘ラズ第一、第二艦隊所屬艦船及航空機ニ要スル行動用消耗品及燃料豫算ノ一部ヲ聯合艦隊司令長官ニ告達シ要スレバ聯合艦隊司令長官ハ第一、第二艦隊司令長官ニ之ヲ分割スルコトヲ得

昭和十四年十一月十八日

海 軍 大 臣

海軍公報(部内限) 第三千三百六十八號

昭和十四年十一月二十五日

一三六五

○通牒

經豫第四號ノ四一

昭和十四年十一月二十四日

海軍省經理局長

各支出官殿

年末賞與支出科目ノ件通牒

本年官房機密第七二八〇號ニ依ル年末賞與支出科目ハ左ノ通ト御承知相成度

- 一 賞與ノ科目設置アルモノ及特ニ指示アル場合ノ外各基本給支辨科目ヨリ支出ノコト
- 二 十二月一日附所屬ヲ轉シ又ハ其ノ他ノ理由ニ依リ基本給支辨科目ヲ異ニスル者ニ付テハ從來ノ基本給支辨科目ヨリ支出ノコト

經豫第四號ノ四二

昭和十四年十一月二十四日

海軍省經理局長

各支出官殿

年末賞與支給額調ノ件通牒

本年官房機密第七二八〇號ニ依ル年末賞與支給額調照

和六年經豫第五七四號ニ準ジ調製來ル一月十五日迄ニ當局ニ提出相成度

經給第九七號

昭和十四年十一月二十四日

海軍省經理局長

各支出官殿

給與通牒記載事項ニ關スル件通牒

當分ノ内年末賞與ノ支給ヲ受ケタル者ニシテ翌年三月末日迄ノ間ニ轉勤スルモノニ對スル給與通牒ニハ賞與支給額、支辨科目及支給應ヲ記載相成度

人祕第四號ノ一五

昭和十四年十一月二十五日

海軍省人事局長

關係各廳長殿

各殘務整理委員殿

廢應ノ功績概見表ニ關スル件照會
本月十五日附廢止セラレタル各廳ハ本年人祕第四號ノ五ニ據リ昭和十四年五月一日以後ノ功績概見表ヲ作製シ所屬長官經由至急進達相成度

(昭和十四年四月十日海軍公報(部内限)參照)

海人機密第一號ノ二七五

昭和十四年十一月二十四日

海軍省人事局長

海軍省經理局長

關係各所轄長殿

海軍又ハ陸軍ニ召集セラレタル者及

陸軍ニ勤務ノ海軍軍人ニ對スル年末

賞與支給ニ關スル件申進

海軍又ハ陸軍ニ召集セラレタル者及陸軍ニ勤務ノ海軍軍人ニ對スル官房機密第七二八〇號ニ依ル年末賞與ハ左記ニ依リ支給スルモノト了知相成度

記

一 海軍文官、同待遇者、囑託者又ハ雇員備人ニシテ在籍ノ儘海軍ニ召集セラレ本年十二月一日ニ於テ海軍軍人タル者ニ對シテハ海軍文官、同待遇者、囑託者又ハ雇員備人タル身分ニ於ケル俸給、報酬金又ハ給料ニ付召集中ノ日數ヲ除算シタル勤務日數ニ應ジ算出シタル金額ヲ在籍應ニ於テ支給シ召集中ノ海軍軍人タル身分ニ於ケル俸給ニ付召集中ノ勤務日數ニ應ジ算出シタル金額ヲ現所屬應ニ於テ支給ス

二 海軍文官、同待遇者、囑託者又ハ雇員備人ニシテ

在籍ノ儘海軍ニ召集セラレ本年十二月一日以前ニ召集ヲ解除セラレ在籍應ニ復歸シタル者ニ對シテハ本年十二月一日現在ノ海軍文官、同待遇者、囑託者又ハ雇員備人タル身分ニ於ケル俸給、報酬金又ハ給料ニ付召集中ノ勤務日數ヲ通算シ算出シタル金額ヲ在籍應ニ於テ支給ス

三 海軍文官、同待遇者、囑託者又ハ雇員備人ニシテ在籍ノ儘陸軍ニ召集セラレ本年十二月一日現在ニ於テ召集中ノ者又ハ其ノ以前ニ於テ召集ヲ解除セラレ在籍應ニ復歸シタル者ニ對シテハ本年十二月一日現在ノ海軍文官、同待遇者、囑託者又ハ雇員備人タル身分ニ於ケル俸給、報酬金又ハ給料ニ付召集中ノ日數ヲ除算シタル勤務日數ニ應ジ算出シタル金額ヲ在籍應ニ於テ支給ス

四 海軍軍人ニシテ支那事變ニ關シ陸軍ノ勤務ニ從事セシメラレタル者ニ對シテハ陸軍ニ於ケル勤務日數ヲ通算シ算出シタル金額ヲ海軍ノ在籍應ニ於テ支給ス

航本機密第一一七四八號

昭和十三年航本機密第七九〇六號別紙中左ノ通改正ス

海軍公報(部内限)第三千三百六十八號

昭和十四年十一月二十五日

一三六七

海軍公報(部内限)第三千三百六十八號

昭和十四年十一月二十五日

一三六八

昭和十四年十一月二十日

海軍航空本部長

油温調節弁ノ欄末尾ニ左ノ如ク加フ

自動操縦裝置用油ポンプ

自動操縦裝置用油ポンプ一型

東京計器

東京計器

從來自動操縦裝置用油ポンプ
ト稱セルモノナリ

○ 辭令

海軍機關少佐 土井 喜一

第四課勤務ヲ命ス(海軍省軍務局)

海軍中佐 鹿岡 圓平

第一課勤務ヲ命ス(海軍省)

○ 雜款

○司令驅逐艦指定

第九驅逐隊司令ハ十一月十五日司令驅逐艦ヲ朝雲ニ指定セリ

○司令驅逐艦一時變更

第二十七驅逐隊司令ハ十一月二十二日司令驅逐艦ヲ一時白露ヨリ時雨ニ變更、同日復歸セリ

○新徵備船與東丸便乗者ノ食糧取扱ニ關スル件通知

今般揚子江筋補充交代員輸送用トシテ東亞海運株式會社々船與東丸ヲ新ニ臨時徵備、上海軍需品供給所ニ配屬セラレ候處同船便乗者ニ對スル食事ノ取扱ハ同船艦裝ノ關係モアリ左記ニ依リ處理ノコトニ致候條御了知相成度爲念

記

一、准士官以上(文官判任以上ヲ含ム)食卓料整理各食數ニ應ジ協定金額ヲ船長(事務長)ニ支拂フモノトス本人所屬ニ於テ食卓料定額ヲ支給ス

二、下士官兵雇傭人共ノ他 兵食支給

便乗者ニ對スル糧食現品ハ便乘地所在ノ軍需品供給所ヨリ塔戴スルヲ例トスルモ右以外ノ地ヨリノ便乗者ニ對シテハ便乗者ノ所轄出發所ヨリ所要數量ヲ塔戴スルモノトス

(註)

興東丸ハ糧食官給ノ徵備船ニアラズ糧食所屬會社支辨ノ徵備船ナリ

(上海駐在主任科士官)

<p>○書類名宛變更 昭和十四年十一月十五日當隊名稱左記ノ通變更ニ付書類等總テ新名稱ニ依リ發送相成度 記</p>	
新 名 稱	舊 名 稱
廈門方面特別根據地隊	<p>一、第三根據地隊司令部 一、橫須賀鎮守府第二特別陸戰隊 一、第一防備隊</p>
<p>備考 一、部外ニ對シテハ從來通「廈門根據地隊」ノ名稱ヲ使用ス 二、郵便物ニ在リテハ基隆郵便局氣付トス (第三根據地隊)</p>	
<p>○懲罰 懲罰言渡書</p>	

海軍公報(部内限) 第三千三百六十八號

昭和十四年十一月二十五日

一三六九

○艦船所在

招定ヲ要セズ

○十一月二十五日午前十時調

【横須賀】

春日▲、神威▲、三隈▲、足柄▲、口高雄▲、陸奥、愛宕、夕張、口長門、摩耶、口赤城、口劍埼、山城、那珂、迅鯨、口五十鈴、駒橋

島風▲、灘風▲、口村雨、春雨、夕立、五月雨、口隼、潮、曙、口響▲、口大湖、荒潮、朝潮、満潮、雷、電

伊一二三、口伊一二四、富士▲、膠州、洲埼▲、鳴戸

(高崎)▲、(翔鶴)、(伊一七)▲、(伊二三)▲

【長浦】

沖島、汐風、口朝雲、山雲、帆風、峯雲、夏雲、呂五四、呂五五、呂五六、口呂五七、呂五八、伊四、伊六、伊七

口掃一、掃二、掃三、掃四、掃五、掃六

【石川島】

沼風▲、(香取)▲、(鹿島)▲、北上▲、漣▲、狹霧▲

【館山】

澤風、(不知火)▲、(早潮)▲、(時津風)▲、口野風、波風、口葵、呂五九、大泊

【國館】

萩▲、矢矧、淺間、淀、比叡▲、日向、口熊野▲、鳳翔、最上▲、殿島▲、古鷹、口加古、鬼怒、龍驤▲、口大鯨、伊勢、扶桑▲、大井、長鯨、白鷹、口神通、鈴谷、口初鷹

夕顔、吳竹、若竹、早苗、薄、藤、葛、敷波、磯波、初雪▲、口東雲、叢雲、薄雲、白雲、霞▲、口叢、陽炎、矢風、菊、口天霧、朝霧、夕霧、口綾波、浦波、長月

呂五一、呂五三、呂三六▲、呂二七▲、呂二八▲、伊五一、伊七〇、口伊六九▲、伊八▲、口伊五五▲、伊五三▲、伊五四▲、伊七五▲、口伊七四▲、伊七二▲、伊七一▲、伊七三▲、口伊一二一、伊一二二、伊五、呂六三、呂六八、伊六七、口伊六〇、伊五九

雁、口掃一五、掃一六、掃一三、掃一四、攝津▲、明石▲、隠戸、間宮、石廊、(伊九)▲、(伊一五)▲、(伊一六)▲

天龍▲、彌生▲、如月▲、夕月▲、卯月▲、(黒潮)▲、(夏潮)▲、(隅田)▲

木曾▲、伊六八▲、口伊五七▲、伊五六▲、伊五八▲、伊一、口伊二、伊三

(初風)▲、(伊二〇)▲、(伊二二)▲、(伊一九)▲、(伊一〇)▲

神風▲、口芙蓉▲、朝顔▲、刈萱▲

【相生】

海軍公報(部内限)第三千三百六十八號

昭和十四年十一月二十五日

一三七一

鶴見▲

【玉】

呂六二▲

【因ノ島】

文月▲、水無月▲、卓月▲

【江田内】

平戸▲

【佐伯】

球磨

【舞鶴】

吾妻▲、多摩、▽利根、筑摩、龍田
羽風、太刀風、秋風、夕風

伊五二▲

(親潮)▲、(天津風)▲

【長崎】

羽黒

【佐世保】

常磐、那智▲、青葉▲、衣笠▲、加賀、能登呂、
千歳、榛名▲、名取、▽阿武隈、由良、
川内、飛龍、霧島、▽金剛▲、八重山、

▽長良

梨、竹、榎、桃、柳、檜、蕁、藜、蓬、菱、
葦▲、柿▲、榆▲、初春、▽望月、睦月、
▽菊月、三日月、▽江風▲、涼風▲、海風▲、
山風▲、▽白露▲、有明▲、夕暮▲、時雨▲、
▽夕風、朝風

呂三〇、呂三一、呂三二、呂六〇、呂六一、
呂六六、▽伊六六、伊六五、▽呂六七、
呂六五、呂六四▲、▽呂三四、呂三三、
▽伊六二、伊六一、伊六四

▽掃一一、▽掃一〇、掃九、掃一二

千鳥

敷島▲、早瀬、野島

【鎮海】

追風、疾風

【作業地】

出雲、▽安宅、鳥羽、勢多、堅田、比良、保津、
熱海、二見、伏見、▽瑞穂、妙高、嵯峨、
千代田、勝力、▽蒼龍、▽鳥海

栗、梅、蓮、▽松風、朝風、峯風、沖風、
▽若葉、子日、初霜、▽春風、旗風、▽吹雪、
白雪

伊六三

驚、鳩、雉、友鶴、初雁、▽真鶴

▽掃一七、掃一八、掃八、掃七

▽朝日、佐多、襟裳

【航海中】

知床 (十八日「トラツク」發「バラオ」へ)

尻矢 (二十一日「羅府發」ヒロへ)

▽磐手、八雲 (二十二日「トラツク」發「バラオ」へ)

▽隼、鴨、鴻、鶴 (二十二日「横須賀發」舞鶴へ)

室戸 (二十四日「吳發」横須賀へ)

海軍公報 (部内限) 第三千三百六十九號

昭和十四年十一月二十七日(月)
海軍大臣官房

○ 辭 令

海軍大尉 高橋 孫三郎
第二課勤務ヲ命ス(十一月海軍省人事局)

○ 雜 款

○將旗掲揚
第七戰隊司令官ハ本月十七日將旗ヲ熊野ニ掲揚セリ

○軍艦天龍行動豫定
地名 着 發
大阪 十一月二十九日
吳 十二月三日
舞鶴 十二月五日

○伊號第六十八潜水艦行動豫定
地名 着 發
神戶 十一月二十七日
吳 十一月二十八日

○郵便物發送先
軍艦天龍宛

十一月二十八日迄ニ到達見込ノモノハ
十二月二日迄ニ同 大阪四貫島郵便局氣付
其ノ後ハ 吳 東 舞 鶴

伊號第六十八潜水艦宛

自今 吳

羅津防備隊(假稱)宛

自今 朝鮮咸鏡北道慶興郡 楡津郵便所氣付

○艦裝具事務所設置

驅逐艦初風艦裝具事務所ヲ神戸市兵庫區東出町神戸海軍監督官事務所内ニ設置シ十一月二十日事務ヲ開始セリ

○事務所移轉

羅津防備隊(假稱)設立準備員事務所ヲ十一月二十五日朝鮮咸鏡北道慶興郡楡津海軍兵舎ニ移轉セリ

海軍公報(部内限) 第三千三百六十九號

昭和十四年十一月二十七日

一三七三

○残務整理
特務艦隱戸残務整理ヲ左記ニ依リ行フ

庶務關係 吳、第二十驅逐隊 主計兵曹長 込 山 勝 海

給與關係 神戶、川崎造船所瑞鶴艦裝員事務所 二等主計兵曹 道 清 信 夫

第五水雷戰隊残務整理ヲ左記ニ依リ行フ

記

十一月二十九日迄 佐世保碇泊軍艦長良

十二月 四 日迄 佐世保鎮守府構内第五水雷戰隊

十二月 五 日以降 残務整理委員事務所海軍大尉高

橋彌三郎 舞鶴鎮守府構内第五水雷戰隊殘

務整理委員事務所海軍少佐小山

亨

○郵便物表記ニ關スル件

海南島根據地隊司令部職員宛郵便物ハ公私用共左記ニ

依リ發送相成リ度

佐世保又ハ高雄郵便局氣付(一般郵便物ハ臺北郵便局

氣付)航空郵便海南島根據地隊司令部何某又ハ職名ト

ス

(海南島根據地隊)

○郵便物表記變更
自今左記ニ依リ發送方取計ヲ得度

基地宛 佐世保郵便局氣付 第三遣支艦隊立見部隊

基地指揮官宛 佐世保郵便局氣付 第三遣支艦隊立見部隊

第三遣支艦隊立見部隊指揮官

(第三遣支艦隊司令部B基地)

○艦船所在

指印ハハハハ
定ヲ要セズ

○十一月二十七日午前十時調

【横須賀】

春日▲ 神威▲ 三隈▲ 足柄▲ 口高雄▲
陸奥、愛宕、夕張、口長門、摩耶、口赤城、
口劍崎、山坂、那珂、迅鯨、口五十鈴、
駒橋

島風▲ 灘風▲ 口村雨、春雨、夕立、
五月雨、口朧、潮、曙、曉▲ 口響▲

口大潮、荒潮、朝潮、満潮、雷、電
伊一二三、口伊一二四

富士▲ 膠州、洲崎▲ 鳴戸、室戸
高崎▲ (翔鶴)、(伊一七)▲ (伊二三)▲

【長浦】

沖島
汐風、口朝雲、山雲、帆風、峯雲、夏雲、
呂五四、呂五五、呂五六、口呂五七、
呂五八、伊四、伊六、伊七

口掃一、掃二、掃三、掃四、掃五、掃六

【石川島】

沼風▲

【横濱】

(香取)▲ (鹿島)▲

北上▲ 漣▲ 狹霧▲
(不知火)▲ (早潮)▲ (時津風)▲

【館山】

澤風

【大湊】

野風、波風
呂五九
大泊

【國館】

萩▲ 矢矧、淺間、淀、日向、口熊野▲ 風翔、
最上▲ 殿島▲ 古鷹▲ 口加古、鬼怒、龍驤▲
口大鯨、伊勢、扶桑▲ 大井、長鯨、白鷹、
口神通、鈴谷、口初鷹

夕顔、吳竹、若竹、早苗、薄、藤、葛、敷波、
磯波、初雪▲ 口東雲、叢雲、薄雲、白雲、
霞▲ 口散▲ 陽炎、矢風、菊、口天霧、
朝霧、夕霧、口綾波、浦波、口長月

呂五一、呂五三、呂二六▲ 呂二七▲
呂二八▲ 伊五一、伊七〇、口伊六九▲
伊八▲ 口伊五五、伊五三、口伊五四▲
口伊七五▲ 口伊七四▲ 伊七二、伊七一▲
口伊七三▲ 口伊二二一、伊二二、伊五、
口呂六三、呂六四、呂六八、伊六七、
口伊六〇、伊五九

口掃一五、掃一六、掃一三、掃一四
攝津▲ 明石▲ 隠戸、間宮、石廊
(伊九)▲ (伊一五)▲ (伊一六)▲

天龍▲ 彌生▲ 如月▲ 夕月▲ 卯月▲
(黒潮)▲ (夏潮)▲ (隅田)▲

木曾▲ 球磨
伊六八▲ 口伊五七▲ 伊五八▲ 伊一、
口伊二、伊三
(初風)▲ (伊二〇)▲ (伊二二)▲ (伊一九)▲
(伊一〇)▲

【大阪】

【神戸】

海軍公報(部内限)第三千三百六十九號

昭和十四年十一月二十七日

一三七五

【相生】 神風▲、口芙蓉▲、朝顔▲、刈萱▲

【玉】 鶴見▲

【因ノ島】 呂六二▲

【江田内】 平戸▲

【別府】 比叡

【舞鶴】 吾妻▲、多摩、▽利根、筑摩、龍田

伊五二▲

【長崎】 親潮▲、(天津風)▲

【佐世保】 常磐、那智▲、青葉▲、衣笠▲、加賀、能登呂、

川内、飛龍、霧島、▽金剛▲、八重山、

長良

梨、竹、樵、桃、柳、檜、重、蓼、蓬、菱、

山風▲、口白露▲、有明▲、夕暮▲、時雨▲

夕風、朝風

呂三〇、呂三一、呂三二、呂六〇、呂六一、

呂六六、口伊六六、伊六五、口呂六七、

呂六五、口呂三四、呂三三、口伊六二、

伊六一、伊六四

口掃一、口掃一〇、掃九、掃二二

千鳥▲

敷島▲、早稲、野鳥

【雪風】▲、(磯風)▲、(伊一八)▲、(伊二四)▲

【鎮海】 口追風、疾風

【作樂地】 口出雲、口安宅、鳥羽、勢多、堅田、比良、保津、

熱海、二見、伏見、口瑞穂、口島海、嵯峨、

千代田、勝力、▽蒼龍、妙高

栗、梅、蓮、口松風、朝風、峯風、沖風、

口若葉、子日、初霜、口春風、旗風、口吹雪、

白雪

伊六三

鷲、鳩、雉、友鶴、初雁、口翼鶴

掃一七、口掃一八、掃八、掃七

朝日、佐多、襟裳

【航海中】

知床 (十八日「トラツク」發「バラオ」へ)

尻矢 (二十一日羅府發「ヒロ」へ)

口磐手、八雲 (二十二日「トラツク」發「バラオ」へ)

口葵 (二十五日大湊發「吳」へ)